

| 区分 | 受講者数 | 備考 |
|------|------|-------------|
| 派遣研修 | 45人 | 東京都市町村職員研修所 |
| 庁内研修 | 5人 | 新任職員採用時研修 |

9 職員の研修の状況

当町において昨年度に再就職者の違反行為はありませんでした。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、当町を退職し企業などに再就職した元職員（以下「再就職者」という。）による現職職員への働きかけの禁止などが、新たに同法に規定されました。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

(令和元年度)

| 実施日 | 検査項目 | 受診者数 | 異常者数 |
|--|---------------|------|------|
| 10月28日 | 腹部X線 | 73人 | 61人 |
| 29日 | 血圧 | | |
| 30日 | 血液尿診力 血検内聴 | | |
| 人間ドックなど利用者：1泊人間ドック3人、日帰り人間ドック32人、脳ドック22人 | | | |

(2) 公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

(令和元年度)

| 区分 | 傷病 | 死亡 |
|------|----|----|
| 公務災害 | 0件 | 0件 |
| 通勤災害 | 0件 | 0件 |

(3) 厚生・共済制度

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が奥多摩町職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は下表のとおりです。

カット

| | |
|--------------|--|
| 奥多摩町職員互助組合 | 職員の冠婚葬祭に対する給付事業、自己啓発などに対する助成事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。なお、互助組合で行う事業に必要な経費は、職員が負担する組合費と町から交付される負担金で運営されています。 |
| 東京都市町村職員共済組合 | 職員およびその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡などに対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」に大別して、3つの事業を実施しています。 |

11 公平委員会の業務の状況

カット

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間そのほかの勤務条件に関する要求や、懲戒そのほか意に反する不利益な処分に関し、不服の申立てをすることができません。町では他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

(令和元年度)

| 区分 | 件数 |
|----------------|----|
| 勤務条件に関する措置要求 | 0件 |
| 不利益処分に関する不服申立て | 0件 |

※問い合わせは、総務課 83-2345